

○田川地区清掃施設組合公印規則

昭和 58 年 8 月 1 日

規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合の公印の管守及び使用等について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則で公印とは、文書に使用する組合印及び職印をいう。

(公印の形状、使用区分等)

第 3 条 公印の名称、形状、使用区分及び管守者は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第 4 条 公印は、当該管守者が厳正確実に管守しなければならない。

2 公印の管守者は、公印の取扱いを厳正にするため、必要に応じて公印取扱責任者を置くことができる。

(公印の使用)

第 5 条 公印を使用する場合は、決裁を受けた原議書及びなつ印を必要とする文書を管守者又は公印取扱責任者に提示して、対照審査を受けたのち使用しなければならない。

(公印の持出使用の禁止)

第 6 条 公印は、管守者の指定する場所以外に持ち出して使用することはできない。ただし、特別の事由により指定の場所以外に持ち出して使用する必要がある場合は、公印借用票(様式第 1 号)に所要事項を記入し、管守者の許可を受けて使用することができる。

(公印の新調、改刻又は廃棄)

第7条 公印を新調、改刻又は廃棄しようとするときは、公印異動届(様式第2号)により組合長

公印の名称	ひな形	形状、寸法	数量	使用区分	管守者
-------	-----	-------	----	------	-----

の承認を受けなければならない。

(公印の登録)

第8条 公印は、登録してからでなければ、使用することはできない。

2 公印の登録を整理するため、組合事務局に公印台帳(様式第3号)を備えつけるものとする。

(公印の事故の場合の措置)

第9条 管守者は、管守中の公印をき損し、又は亡失したときは、速やかにそのてん末を事務局長を経て組合長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。







附 則(平成15年規則第5号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表

組合印		正方形 20mm	1	組合の一般事務用	事務局長
組合長印		正方形 20mm	1	組合長の一般事務用	事務局長
会計管理者印		正方形 20mm	1	会計管理者の一般事務用	会計管理者
事務局長印		正方形 18mm	1	事務局長の一般事務用	事務局長
出納員印		正方形 18mm	1	出納員の出納事務用	出納員
分任出納員印		円形 30mm	1	分任出納員の出納事務用	分任出納員